

## 八戸市における障がい者虐待の現状

## 1. 相談受理及び対応体制

平成 24 年に障害者虐待防止法が施行されたのを受け、市障がい福祉課及び 3 箇所の市委託相談支援事業所（障害者相談・活動支援センターぴあみなと、地域生活支援センター青明舎、地域活動支援センターハートステーション）からなる八戸市障がい者虐待防止センターを設置し、相談対応を行っている。

## 2. 養護者・施設従事者等・使用者による虐待

## 1) 相談件数

	平成 31（令和元）年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	5	7	7
虐待認定件数	2	3	2

## 2) 虐待の内容 ※相談 1 件につき複数の虐待内容が重複している場合がある。

	身体的	心理的	経済的	放棄放置	性的
平成 31（令和元）年度	1	1	0	1	2
令和 2 年度	5	1	1	1	0
令和 3 年度	5	2	1	1	0

## 3) 虐待を受けたと思われる者の障がい種別 ※障がい重複している場合がある。

	身体	知的	精神	不明
平成 31（令和元）年度	1	3	1	0
令和 2 年度	3	7	2	0
令和 3 年度	2	2	3	0

## 4) 主な相談通報者

平成 31（令和元）年度：「警察」「施設従事者・行政職員等」

令和 2 年度：「警察」「施設従事者・行政職員等」

令和 3 年度：「警察」「施設従事者・行政職員等」